

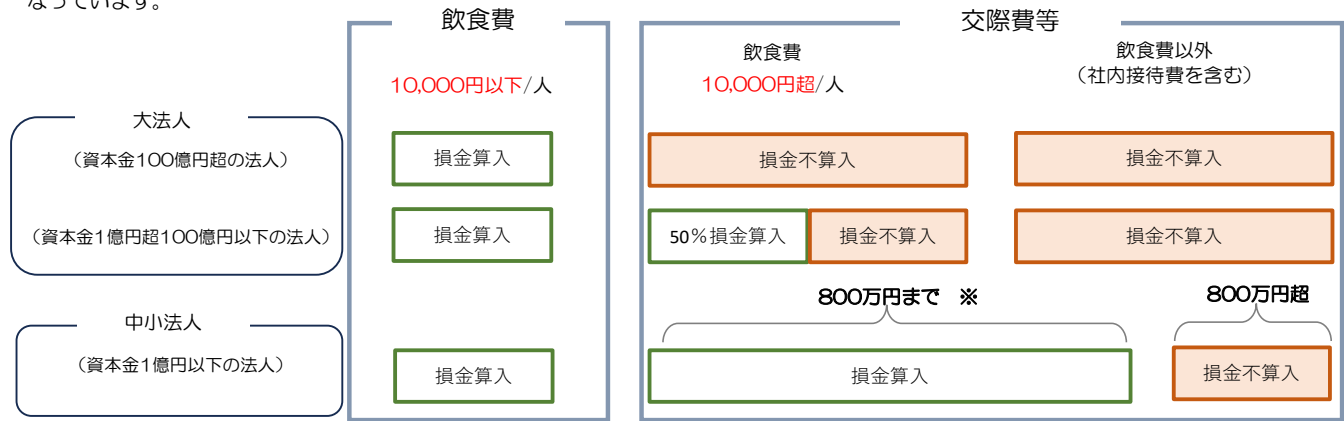


9月になり、暦の上では秋を迎えましたが、今年は9月に入っても厳しい暑さが続いています。屋内や屋外での活動時には、引き続き熱中症対策をしっかり行い、体調管理に十分注意して過ごしたいものです。
夏から秋へと移り変わるこの季節、黄金色に色づく稲穂や、夜に耳に届く虫の音を感じながら、ゆったりとした時間を楽しむのも良いかもしれませんね。
さて今月のテーマは「交際費」とその他の経費についてです。

今月のテーマ：交際費について

法人の交際費は原則として経費になりません・・・(ただし中小法人は一定の範囲内で認められます。)

交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入（会計上は費用でも税務上の損金に認められず、法人税の計算上は控除されない費用）とされていますが、損金不算入額の計算に当たっては、下記の法人の区分に応じ、一定の措置が設けられています。また交際費等の範囲から除かれる一定の飲食費に係る金額基準については、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について1人当たり**10,000円以下**（改正前：5,000円以下）となっています。



※資本金1億円以下の中小企業は「接待飲食費の50％損金算入特例」の選択も可。

(参考文献：財務省「令和6年度 税制改正のポイント」)

《交際費とは》

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供应、慰安、贈答その他これらに類する行為(以下「接待等」といいます。)のために支出する費用をいいます。
ただし、次に掲げる費用は交際費等から**除かれます**。

- 専ら従業員の慰安の為に行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
 - 飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの(注1)を除きます。)であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が**10,000円以下**である費用 (注2)
- なお、この規定は次の事項を記載した**書類を保存**している場合に限り適用されます。

一定の事項(※)

- (1) 飲食等のあった年月日
(2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
(3) 飲食等に参加した者の数
(4) その飲食等に要した費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地(店舗がない等の理由で名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の名称、住所等)
(5) その他飲食等に要した費用であることをあきらかにするために必要な事項

(注1) 社内飲食費は交際費等に該当します。

(注2) 上記の費用の金額基準である10,000円の判定や交際費等の額の計算は、課税事業者の場合、法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式又は税込経理方式)により算定した価額により行います。

3 その他の費用 (これらに関しては交際費と別の勘定との区分について後述しています。)

- カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用



《交際費と福利厚生費との区分》

専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用については交際費等から除かれ、福利厚生費などとされます。また、社内の行事に際して支出される金額などで、次のようなものは福利厚生費となります。

- 創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用
- 従業員等(従業員等であった者を含みます。)又はその親族等のお祝いやご不幸などに際して、一定の基準に従って支給される金品に要する費用(例えば、結婚祝、出産祝、香典、病氣見舞いなどがこれに当たります。)

上記の通り、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用が福利厚生費になりますので、特定の従業員や役員だけの常識的な金額を超えた高額な飲食、忘年会等の二次会、タクシー代などは福利厚生費ではなく接待交際費、場合によっては給料(役員報酬)となる可能性があります。

《交際費と広告宣伝費の区分》

カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用や次のような不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した費用は、交際費等には含まれないものとされ、広告宣伝費となります。

- 製造業者や卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するための費用又は一般消費者を旅行、観劇などに招待するための費用
- 製造業者や卸売業者が、金品引換券付販売に伴って一般消費者に金品を交付するための費用
- 製造業者や販売業者が、一定の商品を購入する一般消費者を旅行、観劇などに招待することをあらかじめ広告宣伝し、その商品を購入した一般消費者を招待するための費用
- 小売業者が商品を購入した一般消費者に対し景品を交付するための費用
- 一般の工場見学者などに製品の試飲、試食をさせるための費用
- 得意先などに対して見本品や試用品を提供するために通常要する費用
- 製造業者や卸売業者が、一般消費者に対して自己の製品や取扱商品に関してのモニターやアンケートを依頼した場合に、その謝礼として金品を交付するための費用

《交際費と寄附金との区分》

寄附金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいいます。一般的に寄附金、抛出金、見舞金などと呼ばれるものは寄附金に含まれます。ただし、これらの名義の支出であっても交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などとされるものは寄附金から除かれます。したがって、金銭や物品などを贈与した場合に、それが寄附金になるのかそれとも交際費等になるのかは、個々の実態をよく検討した上で判定する必要があります。ただし、次のような事業に直接関係のない者に対する金銭贈与は、原則として寄附金になります。

- 社会事業団体、政治団体に対する拠金
- 神社の祭礼等の寄贈金



《飲食等の書類の保存について》

国税庁では接待飲食費について次のように記載されています。

○接待飲食費について、所定の事項を帳簿に記載すること…。

→整理保存が義務付けられている**帳簿書類**（**総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等が該当**します。）に、飲食費であることを明らかにするために**一定の事項(※)**を記載する必要があります。

○「飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係」について
→社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を「**〇〇会社・〇〇部、△△◇◇（氏名）、卸売先**」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「**〇〇会社・〇〇部、△△◇◇（氏名）部長他1〇名、卸売先**」という記載であっても差し支えありません（氏名の一部又は全部が相当の理由があることにより明らかでないときには、記載を省略して差し支えありません。）。
(参考文献：国税庁「交際費等(飲食費)に関するQ & A」)

帳簿書類に記載し保存されることで認められます。自社の書類が適切に処理されているか今一度確認してみましょう。

<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**

今月の開催日は**9月11日(木)**です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月11日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月5日(金)
10月9日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月3日(金)
11月13日(木)	9・10・11月・12月決算法人様	11月6日(木)



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<9月のカレンダー>

10	水	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限
11	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
30	火	*7月決算法人の確定申告及び納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の4・10月決算法人）
		*消費税（毎月納付7月分）の納付期限
		*8月分社会保険料の納付期限

